

平成14年7月16日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課支援費制度施行準備室

厚生労働大臣が定める居宅介護従業者の資格要件の取扱いについて

標記の取扱いについては、厚生労働省告示にてお示しすることとしているが、厚生労働大臣が定める者の具体的な考え方は下記のとおりであるので、留意されたい。

記

- 1 都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）の行う指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者（以下「居宅介護従業者」という。）の養成に関する研修（以下「居宅介護従業者養成研修」という。（※））の課程を修了し、当該都道府県知事等から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（※）「居宅介護従業者養成研修」とは、現行の要綱に基づく研修（障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「ガイドヘルパー養成研修事業の実施について」（平成9年5月23日障障第90号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）を予定している。

- 2 都道府県知事等が指定する者（以下「居宅介護従業者養成研修事業者」という。）の行う居宅介護従業者養成研修の課程を修了し、当該居宅介護従業者養成研修事業者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の規定による証明書の交付を受けた者及び同附則第4条の規定により訪問介護員養成研修の課程を修了したとみなされた者

※ ただし、下記の者については、居宅介護従業者の養成研修の課程を修了した者とみなすものとする。

- ① 平成15年3月31日において現に居宅介護従業者養成研修（1及び2の居宅介護従業者養成研修をいう。）に相当するものとして都道府県知事等が認める研修の課程を修了した者であって、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- ② 平成15年3月31日において現に居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事等が認める研修の課程を受講中の者であって、平成15年4月1日以降、当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- ③ 平成15年3月31日において現に居宅介護等事業（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護等事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であって、都道府県知事等から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの